

(相模原市狭あい道路拡幅整備に関する要綱 第2号様式)

※ この承諾書に署名する際、各内容について御理解の上、承諾者本人が自署し、ご提出ください。

隣接土地所有者承諾書

年 月 日

相模原市長 あて

承諾者

氏名 \_\_\_\_\_

(住民票の)

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

次に掲げる私有地に隣接する後退用地等の所有者が、当該後退用地等を市へ寄附し、道路の拡幅整備(側溝整備を含む。)を申請することについて、事業促進のため、今後行われる境界確定等に協力することを承諾します。

なお、裏面の要件等を確認の上、承諾することを申し添えます。

また、本事業の実施に関して必要となる連絡調整等については、相模原市狭あい道路拡幅整備に関する要綱第6条第2項の規定により選任された代表者に委任します。

拡幅整備の対象となる後退用地等に接する土地

番号	所在	地番
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

## 要件

- (1) 後退用地等が寄附されること。
- (2) 道路境界が確定していること。
- (3) 後退用地等の特定に要する隣接地との境界が確定していること。
- (4) 道路管理に支障となる私権の設定がないこと又は解除することが可能なこと。
- (5) 支障物件が存しないこと又は支障物件の移設等が可能なこと。
- (6) 後退用地等の隣接土地所有者全員の承諾を得ていること。
- (7) 後退用地等が存する土地に公共基準点を用いた座標から求積した地積測量図が備えられていること。
- (8) 私設上水道施設が存しないこと。
- (9) 私設下水道施設がある場合は、下水道管理者との間で当該施設の取扱いについて協議済みであること。
- (10) 道路の法面に擁壁等の築造を要する場合は、その高さ(根入れ部を除く。)が50センチメートルを超えないこと。
- (11) 道路の法下に擁壁等を築造する場合は、そのために必要となる土地が市に寄附されること。
- (12) 雨水排水について、公共用地を経由して既存の公共排水施設への流下が可能であること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

## 要件の特例

- (1) 申請しようとする土地(私道敷地又は後退用地)のうちに、寄附できないものがある場合でも、市がやむを得ないと認める場合は、当該土地の寄附に代えて無償使用承諾により申請することができます。
- (2) 申請時点において備えていない要件がある場合でも、市の指定する日までに要件を備えることが見込めるときは、申請することができます。